

伊賀市職員の自己啓発等休業に関する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

## 伊賀市条例第1号

### 伊賀市職員の自己啓発等休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の5第1項、第5項及び第6項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業（同条第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業の承認)

第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、大学等課程の履修（法第26条の5第1項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）又は国際貢献活動（同項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）のための休業をすることを承認することができる。

(自己啓発等休業の期間)

第3条 法第26条の5第1項の条例で定める期間は、次に掲げる休業の区分に応じ、当該各号に定める期間を超えない範囲内の期間とする。

- (1) 大学等課程の履修のための休業 2年（大学等課程の履修の成果を上げるために特に必要な場合として規則で定める場合は、3年）
- (2) 国際貢献活動のための休業 3年

(大学等教育施設)

第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）
- (2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第

104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）

(3) 前2号に掲げる教育施設に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）

(4) 前3号に掲げる教育施設のほか、これらに準ずるものとして任命権者（市長以外の任命権者は市長と協議して）が認めるもの

（奉仕活動）

第5条 法第26条の5第1項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

(1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第4号の規定に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。次号において同じ。）

(2) 前号に掲げる奉仕活動のほか、外国の都市等において行われる当該都市等との国際交流の促進に資する奉仕活動のうち職員として参加することが適当であると任命権者（市長以外の任命権者は市長と協議して）が認めるもの

（自己啓発等休業の承認の申請）

第6条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

（自己啓発等休業の期間の延長）

第7条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第3条各号に定める期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、規則で定める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。

3 第2条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

（自己啓発等休業の承認の取消事由）

第8条 法第26条の5第5項のその他条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を

休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。

- (2) 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

(報告等)

第9条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

- (1) 当該職員がその申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合  
(2) 当該職員がその在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合  
(3) 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の規定による報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取ることであり、十分な意思疎通を図るものとする。

(職務復帰後における号給の調整)

第10条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間のうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第11条 伊賀市職員の退職手当に関する条例（平成16年伊賀市条例第64号。以下「退職手当条例」という。）第8条の4第1項及び第10条第4項の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、同条例第8条の4第1項に規定する現実に職務に従事すること

を要しない期間に該当するものとする。

- 2 自己啓発等休業をした期間についての退職手当条例第10条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）」とあるのは、「その月数（地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の規則で定める要件に該当する場合については、その月数の2分の1に相当する月数）」とする。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
（伊賀市職員定数条例の一部改正）
- 2 伊賀市職員定数条例（平成16年伊賀市条例第38号）の一部を次のように改正する。  
第2条第4項中「地方公務員法第26条の6第1項」を「地方公務員法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている職員、同法第26条の6第1項」に改める。

伊賀市公共調達のあり方審議会設置条例をここに公布する。

令和8年3月27日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

## 伊賀市条例第2号

### 伊賀市公共調達のあり方審議会設置条例

#### (設置)

第1条 公契約に係る業務に従事する事業者の健全な育成、地域経済の活性化及び労働者の適正な労働環境の確保を目的とした公共調達のあり方に関し、必要な事項を調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、伊賀市公共調達のあり方審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、公共調達のあり方に関する事項について調査し、及び審議し、その結果を市長に答申する。

#### (組織)

第3条 審議会は、10名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 労働関係団体を代表する者
- (2) 事業者団体を代表する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 専門的知見を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

#### (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長を定めない場合にあつては、会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 審議会は、審議事項について特に必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務部契約監理課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

### 伊賀市条例第3号

伊賀市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模の基準に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模の基準に関する条例（平成26年伊賀市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条第1項第3号ハ」を「第15条第1項第4号ハ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊賀市行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

#### 伊賀市条例第4号

##### 伊賀市行政手続条例の一部を改正する条例

伊賀市行政手続条例（平成16年伊賀市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号イ中「はく奪する」を「剥奪する」に改める。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「と、」の次に「同条第4項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第25条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改

める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊賀市行政手続条例(以下この項において「新条例」という。)第15条第3項及び第4項(これらの規定を新条例第22条第3項(新条例第25条後段において準用する場合を含む。)及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

伊賀市地域活動支援事業審査会条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

## 伊賀市条例第5号

伊賀市地域活動支援事業審査会条例等の一部を改正する条例

(伊賀市地域活動支援事業審査会条例の一部改正)

第1条 伊賀市地域活動支援事業審査会条例(平成19年伊賀市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第7条中「住民自治推進課」を「地域政策課」に改める。

(伊賀市ごみ減量・リサイクル等推進委員会条例の一部改正)

第2条 伊賀市ごみ減量・リサイクル等推進委員会条例(平成19年伊賀市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第8条中「廃棄物対策課」を「資源循環推進課」に改める。

(伊賀市一般廃棄物の収集、運搬、処分及び浄化槽清掃業の委託、許可、更新等(取消し及び停止を含む。))に関する審査委員会条例の一部改正)

第3条 伊賀市一般廃棄物の収集、運搬、処分及び浄化槽清掃業の委託、許可、更新等(取消し及び停止を含む。))に関する審査委員会条例(平成19年伊賀市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第13条第1項」を「第14条第1項」に改め、同項第2号中「第14条第1項」を「第15条第1項」に改め、同項第3号中「第14条第2項」を「第15条第2項」に改める。

第7条中「廃棄物対策課」を「資源循環推進課」に改める。

(伊賀市農業振興地域整備促進協議会条例の一部改正)

第4条 伊賀市農業振興地域整備促進協議会条例(平成19年伊賀市条例第65号)の一部を次のように改正する。

第9条中「農林振興課」を「農業振興課」に改める。

(伊賀市農業経営基盤強化促進協議会条例の一部改正)

第5条 伊賀市農業経営基盤強化促進協議会条例（平成19年伊賀市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第10条中「農林振興課」を「農業振興課」に改める。

（伊賀市森林管理協議会条例の一部改正）

第6条 伊賀市森林管理協議会条例（平成19年伊賀市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第8条中「農林振興課未来の山づくり推進室」を「未来の山づくり推進課」に改める。

（伊賀市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正）

第7条 伊賀市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成29年伊賀市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号及び第5条第1項第1号中「廃棄物対策課」を「資源循環推進課」に改める。

（伊賀市名誉市民選考・表彰審査委員会設置条例の一部改正）

第8条 伊賀市名誉市民選考・表彰審査委員会設置条例（平成27年伊賀市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条中「秘書課」を「秘書広報課」に改める。

（伊賀市行政事務事業評価審査委員会条例の一部改正）

第9条 伊賀市行政事務事業評価審査委員会条例（令和3年伊賀市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第8条中「公共・人づくり推進課」を「行政改革課」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

## 伊賀市条例第6号

### 伊賀市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

伊賀市特別職報酬等審議会条例（平成16年伊賀市条例第295号）の一部を次のように改正する。

第1条中「報酬等の」を「給料の」に改める。

第2条第1号中「、市長及び副市長」を「又は市長、副市長、教育長若しくは上下水道事業管理者」に改め、「並びに教育長及び上下水道事業管理者の給与の額」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項各号に掲げる場合のほか、議員報酬又は市長、副市長、教育長若しくは上下水道事業管理者の給与に関する事項その他市長が必要と認める事項について審議会の意見を聴くことができる。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

## 伊賀市条例第7号

伊賀市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成16年伊賀市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項を次のように改める。

- 3 退職手当の額は、市長等としての在職期間1年につき、退職した日におけるその者の給料月額に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、1年未満の在職期間については、その期間1月につき、退職した日におけるその者の給料月額に当該割合に12分の1を乗じて得た割合を乗じて得た額とする。

(1) 市長 100分の450

(2) 副市長 100分の280

第5条第5項中「就任した日の属する月」を「就任した日」に、「退職した日の属する月」を「退職した日」に改め、同条第6項中「1年」を「1月」に改める。

第7条中「前5条」を「第3条から前条まで」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

## 伊賀市条例第8号

伊賀市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例  
伊賀市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成16年伊賀市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

（給与）

第2条 教育長の受ける給与は、給料、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。

（給料）

第3条 教育長の給料は、月額620,000円とする。

第9条を第11条とし、第8条を第10条とし、第7条を第9条とする。

第6条中「前4条」を「第3条から前条まで」に改め、同条を第8条とする。

第5条を第7条とする。

第4条第1項を次のように改める。

教育長の退職手当（以下単に「退職手当」という。）は、教育長が任期満了、辞職その他の理由により退職し、若しくは失職又は死亡（以下「退職」という。）した場合に支給する。

第4条第2項中「前項の退職手当（以下単に「退職手当」という。）」を「退職手当」に改め、同条第3項中「退職した日における給料月額に教育長としての在職期間1年につき100分の200」を「教育長としての在職期間1年につき、退職した日における給料月額に100分の200を乗じて得た額とし、1年未満の在職期間については、その期間1月につき、退職した日における給料月額に当該割合に12分の1を乗じて得た割合」に改め、同条を第6条とする。

第3条の次に次の2条を加える。

（通勤手当）

第4条 教育長の通勤手当の額は、伊賀市職員の給与に関する条例（平成16年伊賀市条例第59号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。

（期末手当）

第5条 教育長の期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の計算に係る基礎額は、給料月額及び給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とし、基礎額に乗じる割合は、次に掲げる割合とする。

(1) 6月 100分の200

(2) 12月 100分の200

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

## 伊賀市条例第9号

伊賀市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例  
伊賀市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成16年伊賀市条例第273号）  
の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「退職した日における給料月額に管理者としての在職期間1年につき100分の200」を「管理者としての在職期間1年につき、退職した日における給料月額に100分の200を乗じて得た額とし、1年未満の在職期間については、その期間1月につき、退職した日における給料月額に当該割合に12分の1を乗じて得た割合」に改める。

第7条中「前5条」を「第3条から前条まで」に改める。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

あやま文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

## 伊賀市条例第10号

あやま文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

あやま文化センターの設置及び管理に関する条例（平成16年伊賀市条例第300号）の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第4条第1項中「センター」を「あやま文化センター（以下「センター」という。）」に改め、同条第3項中「指定管理者が」を「市長は、」に改め、「、あらかじめ市長の承認を得て」を削り、同条を第3条とする。

第5条の見出し中「許可」を「許可等」に改め、同条第1項中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第3項を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「指定管理者」を「市長」に改め、「と認める」を削り、「使用」を「センターの使用」に改め、同項第1号中「を乱し、」を「又は」に、「害する」を「乱す」に改め、同項第3号中「指定管理者」を「市長」に改め、同項第4号中「会館」を「センター」に改め、同項第5号中「会館」を「センター」に改め、「ある」の次に「と認められる」を加え、同項第6号中「その他指定管理者が使用に際し」を「前各号に掲げるもののほか、市長がその使用について」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、センターの使用を許可するに当たっては、その管理上必要な条件を付することができる。

第5条を第4条とする。

第6条の見出しを「(使用料)」に改め、同条第1項中「使用について」を「使用の」に、「利用料金」を「別表に定める使用料」に改め、同条第2項中「利用料金」を「使用料」に改め、同条第3項及び第4項を削り、同条を第5条とする。

第7条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条中「指定管理者」を「市長」

に、「利用料金」を「使用料」に改め、同条を第6条とする。

第8条の見出しを「(使用料の返還)」に改め、同条中「利用料金」を「使用料」に、「還付し」を「返還し」に改め、同条ただし書中「指定管理者は、特別の理由がある」を「やむを得ない事由によりセンターの使用を中止した場合であって、市長が返還することを相当」に、「その」を「既納の使用料の」に、「還付する」を「返還する」に改め、同条を第7条とする。

第9条の見出し中「権利」を「目的外使用及び権利」に改め、同条中「許可」を「センターをその使用の許可」に、「以外にセンターを」を「以外の目的のために」に、「又は使用の」を「並びに使用する」に、「若しくは」を「及び」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

(特別な設備等)

第9条 使用者は、センターの使用に当たって、センターの施設に特別の設備を設け、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

第10条第1項中「指定管理者」を「市長」に改め、「使用者が」及び「と認める」を削り、「使用許可の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用許可を取り消す」を「使用の許可を取り消し、センターの使用を制限し、又はセンターから退去させる」に改め、同項第1号中「違反した」を「違反し、又はこれらに基づく処分に従わない」に改め、同項第2号から第5号までを次のように改める。

- (2) 法令に違反する行為を行ったとき。
- (3) 公益上やむを得ない事由が発生したとき。
- (4) 第4条第2項の規定により付した条件に違反したとき。
- (5) 第4条第3項各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。

第10条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定によりセンターの使用の許可を取り消され、センターの使用を制限され、又はセンターから退去させられたことにより、使用者に損害が生じることがあっても、市長はその賠償の責めを負わない。

第11条を削る。

第12条第1項中「第10条第1項」を「前条第1項」に、「使用を停止され、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに自己の負担で設備を除去し、施設を原状に回復し」を「センターから退去させられることとなったときは、速やかに原状に回復して返還し」

に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第12条第2項を削り、同条第1項を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

(入場の制限)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、センターへの入場を拒み、又はセンターからの退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑をかけるおそれ又は施設若しくは設備等を損傷するおそれがあると認められる者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、センターの管理上支障があると認められる者

第13条中「使用者は、」を削り、「損傷」を「損傷し、」に、「滅失したとき」を「滅失した者」に、「これを」を「直ちに市長に申し出て、その指示に従い、」に改め、ただし書を削る。

第14条を削る。

第15条の見出しを「(指定管理者による管理)」に改め、同条第1号中「使用許可」を「使用の許可」に改め、同条第2号中「センター」を「第16条第1項に規定するセンター」に改め、「の徴収」を削り、同条第3号中「維持管理」を「維持及び管理」に改め、同条第4号中「その他センター」を「前3号に掲げるもののほか、センター」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

センターの管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

第15条を第14条とする。

第16条を削る。

第17条を第18条とする。

第14条の次に次の3条を加える。

(指定管理者による休館日等の変更)

第15条 指定管理者は、第3条の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、センターの使用時間及び休館日を臨時に変更することができる。

(利用料金)

第16条 第14条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、使用者は、第5条の規定にかかわらず、センターの利用料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納入しなければならない。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 利用料金の額は、第5条の使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

4 利用料金は、規則で定める期限までに納付しなければならない。

5 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、やむを得ない事由によりセンターの使用を中止した場合であって、市長が返還することを相当と認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

6 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金を免除することができる。

（読替規定等）

第17条 第14条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合における第4条、第9条、第10条、第11条及び第12条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

2 第14条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、この条例及びこの条例に基づく規則に定めるもののほか、センターの管理及び運営に関し必要な事項は、指定管理者が市長の承認を得て定めることができる。

別表中「第6条関係」を「第5条関係」に、「基本利用料金（円）」を「使用料の額（円）」に改め、同表備考第1項中「その利用料金」を「その使用料」に、「基本利用料金」を「使用料の額」に改め、同表備考第3項中「基本利用料金」を「使用料の額」に改め、同表備考第4項中「の利用料金」を「の使用料」に、「基本利用料金」を「使用料の額」に改め、同表備考第5項中「超過利用料金」を「超過使用料」に、「基本利用料金」を「使用料の額」に改め、同表備考第6項中「基本利用料金」を「使用料の額」に改め、同表備考第7項中「利用料金」を「使用料」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市インターネットを介した人権侵害のない社会づくり条例の一部を改正する条例  
をここに公布する。

令和8年3月27日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

## 伊賀市条例第11号

伊賀市インターネットを介した人権侵害のない社会づくり条例の一部を改正する条  
例

伊賀市インターネットを介した人権侵害のない社会づくり条例（平成6年伊賀市条例第  
20号）の一部を次のように改正する。

第11条中「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関  
する法律」を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関  
する法律」に、「第2条第3号」を「第2条第4号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊賀市環境保全負担金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

## 伊賀市条例第12号

### 伊賀市環境保全負担金条例の一部を改正する条例

伊賀市環境保全負担金条例（平成16年伊賀市条例第156号）の一部を次のように改正する。

第3条中「受入れ期間」を「搬入期間」に改める。

第4条第1項中「受入れ又は処理」を「搬入」に改め、同条第2項中「一般廃棄物総重量」を「搬入した一般廃棄物の総重量」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、一般廃棄物のうち焼却処理を行うもの（以下「焼却処理一般廃棄物」という。）の搬入を引き続き10年を超えて承認している場合は、その搬入を承認した期間の初日から起算して10年を経過する日の属する年度の翌年度（当該10年を経過する日が4月1日である場合は、その年度）以後の負担金の額は、搬入した当該焼却処理一般廃棄物の総重量1トン当たり2,000円とする。

第5条第1項第4号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか、」に改める。

第6条中「受入れ又は処理」を「搬入」に改める。

第9条第2項中「一般廃棄物搬入」を「一般廃棄物の搬入」に改める。

第10条第4号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか、」に改める。

第14条中「受入れ」を「搬入」に改める。

第15条第1号中「受入期間」を「搬入期間」に改める。

第17条中「当該年度の3月31日まで」を「1年間に」改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第3条、第4条第1項及び第2項、第5条、第6条、第9条、第10条、第14条、第15条並びに第17条の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前における搬入は、この条例による改正後の伊賀市環境保全負担金条例第4条第3項における搬入を承認した期間の算定には、適用しない。

(準備行為)

- 3 この条例の施行の日以後における搬入に係る承認に関し必要な手続は、同日前においても行うことができる。

伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

### 伊賀市条例第13号

伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年伊賀市条例第7号）の一部を次のように改正する。

題名中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業等」に改める。

第1条中「及び特定地域型保育事業」を「、特定地域型保育事業、乳児等通園支援事業及び地域子ども・子育て支援事業」に改め、「（以下「特定教育・保育施設等」という。）」を削る。

第3条第1項中「等」を「及び特定地域型保育事業（以下「特定教育・保育施設等」という。）」に改め、「当該」を削る。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（乳児等通園支援事業利用料）

第7条 市長は、市が設置する特定教育・保育施設等において乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する事業をいう。）を利用した乳児又は幼児の保護者等から別に定める乳児等通園支援事業の利用料を徴収する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

## 伊賀市条例第14号

伊賀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊賀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年伊賀市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第10条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第13条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第16条第6号を次のように改める。

### (6) 利用定員

第16条第7号中「並びに」を「その他の」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第22条の次に次の1条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第26条後段を削る。

第27条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

## 伊賀市条例第15号

### 伊賀市介護保険条例の一部を改正する条例

伊賀市介護保険条例（平成16年伊賀市条例第166号）の一部を次のように改正する。  
附則に次の見出し及び6項を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

- 10 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において市に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この項及び第13項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租

税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

11 第 1 号被保険者のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が 651,000 円以上 1,619,000 円未満である者に限る。）の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 4 条第 1 項（第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 10 号ア、第 11 号ア、第 12 号ア及び第 13 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 6 号ア中「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第 2 項の規定によって計算した金額に 100,000 円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

12 第 1 号被保険者のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が 1,619,000 円以上 1,900,000 円未満である者に限る。）の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 4 条第 1 項（第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 10 号ア、第 11 号ア、第 12 号ア及び第 13 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 6 号ア中「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合

には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第 2 項の規定によって計算した金額に 650,000 円から令和 7 年給与所得控除額（令和 7 年中の所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）第 1 条の規定による改正前の所得税法別表第 5 の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

（令和 8 年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

13 第 1 号被保険者の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 4 条第 1 項の規定の適用については、当該第 1 号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第 1 号に掲げる者に該当し、かつ、第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和 8 年度分の保険料の賦課期日において市に住所を有しない者を除く。）であって、令和 8 年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市に住所を有するもの（同法第 294 条第 3 項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第 295 条第 1 項第 2 号に掲げる者に該当し、かつ、令和 8 年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和 7 年中の給与等の収入金額が 551,000 円以上 651,000 円未満であり、かつ、1,350,000 円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から 550,000 円を控除して得た額以下である場合

イ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 651,000 円以上 1,619,000 円未満であり、かつ、1,350,000 円から同年の合計所得金額を控除して得た額が 100,000 円以下である場

合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

14 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

（令和8年度分の保険料の減免の特例）

15 市長は、令和8年度分の保険料について、第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず

ず、市長が特に必要と認める者に対し、申請によらず減免することができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第16号

伊賀市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

伊賀市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例（平成24年伊賀市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「急傾斜地崩壊対策事業（）」の次に「既に設置された同法第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設の修繕、改造又は更新を行うものを除く。」を加える。

第6条の見出しを「(補則)」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市営住宅管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

## 伊賀市条例第17号

### 伊賀市営住宅管理条例の一部を改正する条例

伊賀市営住宅管理条例（平成16年伊賀市条例第206号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「条例により建設し、」を削り、「の住宅及び」を「管理する公営住宅及び改良住宅並びに」に改め、同条第2号中「建設し」を「建設、買取り又は借上げを行い」に、「賃貸する」を「賃貸し、又は転貸する」に、「附帯施設」を「その附帯施設」に改める。

第4条中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

#### (3) 公営住宅の借上げに係る契約の終了

第19条第2項中「前項」を「前2項」とし、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、借上げ公営住宅の修繕に要する費用のうち入居者の負担とするものは、市長が別に定める。

第35条第1項に次の1号を加える。

#### (8) 公営住宅の借上げの期間が満了するとき。

第35条に次の2項を加える。

5 市長は、市営住宅の入居者が第1項第8号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合は、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。

6 市長は、公営住宅の借上げに係る契約が終了する場合は、当該公営住宅の賃貸人に代わって、法第32条第6項の規定により入居者に借地借家法（平成3年法律第90号）第34条第1項の通知をすることができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市営住宅等整備の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

## 伊賀市条例第18号

伊賀市営住宅等整備の基準に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市営住宅等整備の基準に関する条例（平成25年伊賀市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第17条の次に次の1条を加える。

（借上げ住宅等の適用）

第18条 公営住宅の買取り又は公営住宅の借上げ（公営住宅の用に供することを目的として建設された住宅及びその附帯施設の買取り又は借上げを除く。）による市営住宅においては、第10条（第1項を除く。）、第11条第3項及び第4項並びに第12条から第16条までの規定を適用せず、必要に応じて市長が別に定める基準による。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

## 伊賀市条例第19号

### 伊賀市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市空家等の適正管理に関する条例（平成28年伊賀市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第14条中第6項を第7項とし、第5項を次のように改める。

5 委員の再任は、妨げない。

第14条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「協議会の」を削り、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第7条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第16条を第18条とし、第15条を第17条とし、第14条の次に次の2条を加える。

(専門委員会)

第15条 協議会は、必要に応じ、専門の事項を調査し協議するための専門委員会を置くことができる。

(特定空家等対策専門委員会)

第16条 協議会は、前条の規定に基づき伊賀市特定空家等対策専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、法第13条及び第22条の規定の実施に関し公平性を確保するため、専門的な見地に基づき審査を行い、その結果に基づく意見を協議会に提出する。
- 3 委員会は、委員10人以内をもって組織する。
- 4 委員会の委員は、法務、建築等に関する知識経験を有する者その他市長が必要と認めるもののうちから、市長が委嘱する。

- 5 委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、委員会の委員が協議会の委員を兼ねるときは、協議会の委員の任期と同じ期間とする。
- 6 補欠の委員会の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員会の委員の再任は、妨げない。
- 8 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第20号

伊賀市火災予防条例の一部を改正する条例

伊賀市火災予防条例（平成16年伊賀市条例第234号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2  
—第29条の7）」 を

「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29  
条の7）」 に

第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）」

改める。

第7条の2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とする。

第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することがで

きる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条中「警報」の次に「(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)」を加え、同条中第7号を削る。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。  
第3章の2の次に次の一章を加える。

### 第3章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第35条第3号中「24メートル」を「2.4メートル」に改める。

第42条の3第1項第3号中「第45条」を「第45条第1項」に改める。

第44条中第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

第45条第1号中「行為」の次に「(たき火を含む。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区

域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

伊賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

## 伊賀市条例第21号

### 伊賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

伊賀市国民健康保険税条例（平成16年伊賀市条例第110号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「〔介護納付金という。〕」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第6条第1号中「第8条の2」の次に「、第12条の5」を加える。

第8条中「9,600円」を「11,000円」に改める。

第12条の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第12条の2 第2条第5項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の0.26を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第12条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,141円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第12条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について56円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第12条の5 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 731円
- (2) 特定世帯 366円
- (3) 特定継続世帯 548円

第26条第1項第1号ウ中「6,720円」を「7,700円」に改め、同項第2号ウ中「4,800円」を「5,500円」に改め、同項第3号ウ中「1,920円」を「2,200円」に改め、同条第2項第2号ア中「1,440円」を「1,650円」に改め、同号イ中「2,400円」を「2,750円」に改め、同号ウ中「3,840円」を「4,400円」に改め、同号エ中「4,800円」を「5,500円」に改める。

第26条の2中「規定する総所得金額及び」を「規定する総所得金額」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める。

附則第6項、第7項及び第9項から第16項までの規定中「第9条」の次に「、第12条の2」を加える。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の伊賀市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

伊賀市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第22号

伊賀市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成16年伊賀市条例第56号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

16 令和8年4月に支給する市長の給料月額については、第3条の規定にかかわらず、同条の規定による額から当該額の100分の50に相当する額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。